

東彼杵告示第72号

東彼杵町まちづくり応援補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和5年6月21日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町まちづくり応援補助金交付要綱の一部を改正する告示

東彼杵町まちづくり応援補助金交付要綱（平成28年告示第36号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる要綱の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別表（第3条関係） [1 補助事業等] イ 若人の町づくり事業				別表（第3条関係） [1 補助事業等] イ 若人の町づくり事業			
事業の内容	事業主体	採択基準	補助率等	事業の内容	事業主体	採択基準	補助率等
1 新生児祝い金支給事業 1) 出産祝い金 2) 育児報償金	個人	1 出産祝い金 町内に1年以上住所を有する者が、子を出産した場合 2 育児報奨金 町内に住所を有する者が出産した第3子以降の子が満1歳に達した場合	1 出産祝い金 (1) 出産後、引き続き町内で同居し養育する場合、子1人につき次に定める金額を支給する。 __第1子__:100千円、第2子__:150千円、第3子__:200千円、第4子__:300千円、第5子以降:_____ 400千円	1 新生児祝い金支給事業 1) 出産祝い金 2) 育児報償金	個人	1 出産祝い金 町内に1年以上定住する夫婦が、子を出産した場合 2 育児報奨金 町内で出生_____ した第3子以降の子が満1歳に達した場合 3 基本的条件	1 1年以上定住する夫婦が出産し、引__続き_____ 養育する場合_____ ・出産祝い金…新生児1人につき__ __第1子は100千円、第2子は150千円、第3子は200千円、第4子は300千円、第5子以降の子1人につき400千円 ・育児報奨金…第3子以降の子が

		<p>(2)申請提出後、子が受給前に死亡した場合も、前号と同額を支給する。</p> <p>2 育児報奨金</p> <p>(1)子1人につき、100千円を支給する。</p> <p>(2)第3子以降の子が満1歳に達するまでに両親が死亡した場合は、町内で子と同居し、現に養育する者に支給する。</p> <p>3 支給日 毎月20日までに受付けた申請分を翌月末日までに支給</p>		<p>1) 申請人の夫婦が町内に1年以上定住していること。</p> <p>2) 但し、夫婦のどちらかが、定住していなくても適用できる。</p>	<p>満1歳に達したとき100千円</p> <p>2 定住1年未満の夫婦が町内定住後、第3子以降を出産し、引き続き養育する場合</p> <p>・育児報奨金…第3子以降の子が満1歳に達したとき100千円</p> <p>3 第3子以降の新生児が満1歳に達するまでに両親が死亡した場合の育児報奨金</p> <p>・町内で同居し、養育する直系の親族に対し100千円</p> <p>4 出生祝い金申請を提出した後、新生児が受給前に死亡した場合 第1子は100千円、第2子は150千円、第3子は200千円、第4子は300千円、第5子以降の子1人につき400千円</p> <p>5 支給日 毎月20日までに受付けた申請分を翌月末日までに支給</p>
--	--	--	--	---	---

附 則

この告示は、公布の日から施行する。